

土地区画整理法第76条に関する事務処理の手続きについて

1. 土地区画整理法第76条とは

- 1 施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

2. 処理方法

【建築物(建築確認を要する建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築)】

申請者は、以下のフロー図に基づき土地区画整理法第76条の許可申請の手続きを行う。

- ①申請者が施行者(地区街づくり課)へ「建築に伴う施行者の意見について(申請)」(様式1)、誓約書(様式3)を申請する。
- ②施行者(地区街づくり課)が申請者へ「土地区画整理法第76条第2項の規定に基づく意見書」(様式4)を回答する。
- ③申請者が許可権者(建築開発審査課)へ「土地区画整理法第76条第2項の規定に基づく意見書」(様式4)の原本を持参して、許可申請を行う。
- ④許可権者(建築開発審査課)が申請者へ許可書を交付する。

注記：申請者は施行者(地区街づくり課)へ行為の着手にあたっては「着手届」(様式6)を、また行為の完了後は「完了届」(様式7)を提出する。

